

雨水流出抑制の手引き－雨水排水計画協議について－新旧対照表

新	旧
第1章 総則 (略) 4) (略) (略) ○雨水排水の協議手順 (略) ①「雨水排水計画書」の提出【申請者⇒下水道部浸水対策室】 様式第1号「雨水排水計画書」に、図1－3に示す雨水排水計画図書を添付し、下水道部浸水対策室へ<u>1</u>部提出する。	第1章 総則 (略) 4) (略) (略) ○雨水排水の協議手順 (略) ①「雨水排水計画書」の提出【申請者⇒下水道部浸水対策室】 様式第1号「雨水排水計画書」に、図1－3に示す雨水排水計画図書を添付し、下水道部浸水対策室へ<u>2</u>部提出する。

(略)

様式第1号（倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例施行規則 第4条関係）

雨 水 排 水 計 画 書

令和7年 4月 1日

倉敷市長 あて

申出人 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
倉敷市西中新田〇ー〇
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
株式会社 ○○○
連絡先 代表取締役 ○○ ○○ 押印不要
○○○-○○○-○○○○

倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例（令和4年倉敷市条例第5号）第14条第1項の規定により、次のとおり雨水排水計画書を提出し、協議を申し出ます。

計画の区分	☒ 新規 ☐ 変更
開発行為等の種別	☒ 開発行為 ☐ 宅地造成及び特定盛土等 ☐ 墓地の造成 ☐ 建築物の建築（ ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転） ☐ 駐車場の設置 ☐ 土地の舗装 いずれかにチェック
開発行為等の場所	倉敷市西中新田〇番地外5筆 ● 複数筆ある場合は「～番地外〇筆」とする
開発行為等の目的	飲食店の新築 ● 具体的に記入する
開発行為等に係る土地の面積（建築物の建築にあっては当該建築に係る敷地の面積）	4,567.89 m ²
開発行為等の期間	令和7年 9月 1日から令和7年 12月 31日まで
開発行為等の設計者の住所、氏名及び連絡先	住 所：倉敷市西中新田〇〇番地 設計者：株式会社○○設計 ○○ ○○ 連絡先：○○○-○○○-○○○○ 予定期間を記入する
必要貯留量	100.0 m ³ ●
低減量	15.0 m ³ ●
実際に設置する貯留施設の貯留量	90.0 m ³ ● 小数点第2位以下切り捨て
添付書類	位置図 配置図 排水施設設計平面図 雨水流出抑制施設の計画図

備考 ☐の該当する箇所にレを記入して下さい。

図1-4. 雨水排水計画書の記入例と注意点

(略)

第4章 貯留施設の設計

(略)

4) (略)

(略)

(1) (略)

(略)

<管口フィルターについて>

ゴミなどのきょう雑物が雨水貯留槽へ流入することを防ぐため、流入桟に管口フィルターを設置すること。管口フィルターの材質はステンレスとし、構造は立体構造とする。維持管理の観点から、管口フィルターは容易に開閉や取り外しが可能なものが望ましい。また、フィルターの網目の幅は、概ね5mmから12mmとする。

<スクリーンについて>

きょう雑物によりオリフィス孔が閉塞しないよう、オリフィスの手前にスクリーンを設置すること。管口フィルターと同様に、スクリーンの材質はステンレス、構造は立体構造とし、容易に開閉や取り外しが可能なものが望ましい。スクリーンの網目の幅は、スクリーン孔が円形であれば口径の2/3以下、矩形であれば短辺の2/3以下とする。

第4章 貯留施設の設計

(略)

4) (略)

(略)

(1) (略)

(略)